

令和2年6月4日

令和2年登米市議会定例会  
6月定期議会 議案

(その2)

登米市議会

議員 番

## 議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
発議第2号	登米市議会政務活動費の交付額の特例に関する条例について	3

発議第 2 号

登米市議会政務活動費の交付額の特例に関する条例について

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第 112 条及び登米市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 2 年 6 月 4 日

登米市議会議長 及 川 昌 憲 殿

提出者 登米市議会議員 伊 藤 栄

賛成者 登米市議会議員 沼 倉 利 光

賛成者 登米市議会議員 岩 淵 正 宏

(提出の理由)

新型コロナウイルス感染症により、市民生活や地域経済に大きな影響がでている現状に鑑み、一日でも早く市民の安全・安心が取り戻せるよう早急な市の支援対応に係る経費に充てることを目的に、政務活動費の額を暫定的に減額するため、条例を制定するもの。

(別紙)

登米市議会政務活動費の交付額の特例に関する条例

登米市議会における会派又は会派に所属しない議員に対して交付する政務活動費の額は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に係るものに限り、登米市議会政務活動費の交付に関する条例（平成24年登米市条例第20号）第3条第1項の規定にかかわらず、月額12,500円とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(政務活動費の返還)

- 2 この条例の施行前に、登米市議会政務活動費の交付に関する条例第3条第1項の規定により政務活動費の交付を受けた会派又は会派に所属しない議員は、令和2年6月10日までに、既に交付を受けた額とこの条例の規定により算出した額との差額を返還するものとする。